

2013 年 5 月 7 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 262 号 ）

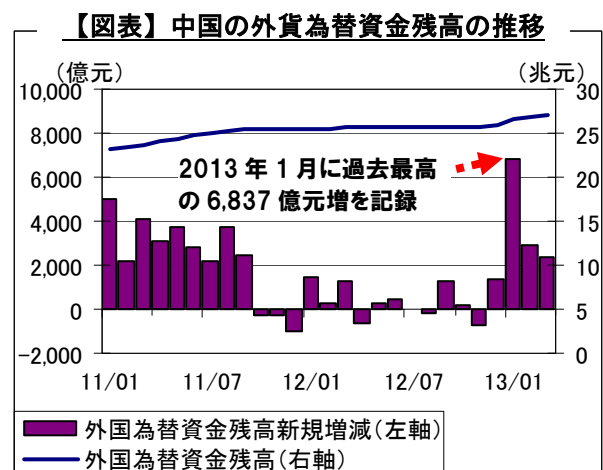
# 国家外貨管理局、 外貨流入抑制へ管理措置を実施 貨物貿易上の不正行為に焦点

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2013 年 5 月 5 日付で『外貨資金流入管理の強化に関連する問題についての通達』（匯発[2013]20 号、以下『20 号通達』という）を公布しました。外貨の不正流入を防止するため、緊急の管理措置を実施することを明らかにしています。

背景には、ホットマネーの流入があります。国家外貨管理局が発表したデータによると、今年 3 月の銀行委託外貨取引（個人・企業が銀行を通じて行った人民元転および外貨購入）は 446 億米ドルの買い越しとなりました。外貨の買い越しは 7 カ月連続で、買越額は 2 月の 322 億米ドルから拡大。1～3 月の買越累計額は 1,693 億米ドルに達しています。また、中国人民銀行のデータでは、外貨為替資金残高（中国人民銀行が外貨購入に伴って市場に放出した人民元の累計額）が今年 1 月、統計公表以来の最高値となる 6,837 億元増を記録しました（図表参照）。

ホットマネーの流入には、輸出額の水増し申告や架空の貿易取引を使った不正な外貨受取が含まれているとみられています。税関総署が発表した今年 3 月の貿易統計において、香港向けの輸出が前年同月比 92.9%増と異常な伸びを見せたことから、当局がすでに調査を開始していました（時事通信 4 月 18 日付記事）。



（出所：中国人民銀行、CEIC）

## □ 貨物貿易に対する外貨管理を強化

『20 号通達』によると、外貨管理局は 5 月 10 日までに、オフサイトモニタリングを通じて資金流と貨物流に重大な不整合が存在する等の疑わしい企業を抽出し、「リスク提示書簡」を発送します。企業が

10 営業日以内に証拠資料の提出や合理的な説明を行わなかった場合、『貨物貿易外貨管理ガイドライン 実施細則』に基づいて B 類企業に格下げし、厳格な監督管理を実施するとしています（第 2 条）。

一方、銀行に対しては、為替取引における総合ポジション管理の強化を求めている（第 1 条）ほか、「虚偽の貿易背景等の行為に対する選別を強化し、疑わしい取引を自発的に報告し、合わせて積極的に措置を採用して異常なクロスボーダー資金流入を防止しなければならない」（第 3 条）としています。同局もこれに合わせてモニタリング分析と窓口指導を強化し、不正な手段による資金流入を阻止する考えです（第 4 条）。

＊

『20 号通達』の詳細は、3 ページからの日本語仮訳および 5 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

## 国家外貨管理局

匯発[2013]20号

### 外貨資金流入管理の強化に関連する問題についての通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局、外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

法律を守るコンプライアンス遵守企業による正常な経営活動の展開を支持し、外貨収支リスクを防止するため、ここに外貨資金流入管理の強化に関連する問題について、以下のように通達する。

#### 一、銀行為替取引総合ポジション管理の強化

政策性銀行を除き、銀行為替取引総合ポジション限度額の計算方式を「各銀行の当月の為替取引総合ポジションの下限＝（前月末の国内外貨貸付残高－前月末の外貨預金残高×参考預貸率）×国際収支調整係数」とする。このうち、中国資本銀行の参考預貸率を75%とし、外資銀行の参考預貸率を100%とし、国際収支調整係数を0.25とする。国内外貨貸付残高、外貨預金残高は、中国人民銀行の『金融機関外貨与信収支月報』におけるデータに基づき計算する。国内外貨貸付は、国外調達資金の転貸を含まない。

外貨預貸比が参考預貸比を超えた銀行は、毎月初めの10営業日以内（初回実施は2013年6月末前）に総合ポジションを下限以上まで調整しなければならない。銀行総合ポジション下限の調整後、その上限はこれに伴って同様の限度額を引き上げる。外貨預貸比が参考預貸比を下回った銀行は、もとのポジション限度額を保持するが、外貨貸付の合理的な成長を把握し、外貨預貸比の過度の変動を防止しなければならない。

#### 二、輸出入企業の貨物貿易外貨収支に対する分類管理の強化

外管局は遅滞なく、資金流と貨物流に重大な不整合がある、または流入量が比較的大きな企業に対し、リスク提示書簡（付属文書を参照）を送付し、それに10営業日以内に状況を説明するよう要求しなければならない。企業が遅滞なく状況を説明しない、または証明書類の提出と合理的な説明ができない場合、外管局は『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』第55条等の規定に基づき、それをB類企業に組み入れ、厳格な監督管理を実施しなければならない。この種の企業がB類に組み入れられた後、関連指標が連続3カ月正常である等の条件に合致した場合、外管局はそれをA類に復帰させる。外管局は、オフサイトモニタリングを通じて第1期企業を確定し、2013年5月10日までにリスク提示書簡を送付し、5月31日に貨物貿易外貨モニタリングシステムを通じて銀行に企業分類情報を公表し、6月1日より分類結果を発効させる。

B 類企業の中継貿易に係る外貨収入は、それに相応する中継貿易の対外支払を行った後、元転もしくは振替することができる。同一中継貿易業務の収支は、同一銀行で手続きを行わなければならない。新たに締結した中継貿易契約について、その収入および支出の決済通貨は外貨もしくは人民元で一致させなければならない。

### 三、外貨管理規定の厳格な執行

銀行は、責任意識を強化し、外貨管理規定執行の自覚性および主体性を高め、顧客による外貨管理規定の回避に協力してはならない。業務部門および分支機構に対する指導を強化し、貿易融資の合理的な成長を保持しなければならない。「自行の顧客を知る」の原則を遵守し、虚偽の貿易背景等の行為に対する選別を強化し、疑わしい取引を自発的に報告し、合わせて積極的に措置を採用して異常なクロスボーダー資金流入を防止しなければならない。

### 四、確認・検査と処罰の強化

外管局は、異常な資金流入のリスクを高度に重視し、モニタリング分析と窓口指導を強化し、異常な資金流入の手掛かりに対し、自発的に現場確認もしくは検査を展開しなければならない。虚偽の書類を使用して裁定取引を行った案件に対し、法に基づき厳重に処罰する。外貨管理規定に違反して規定違反の資金流入を引き起こした銀行、企業等の主体に対し、法に基づき罰金、経営関連業務の停止、直接責任を負う関連人員の責任追及等の処罰を科し、合わせて公開・開示にさらに力を入れなければならない。

本通達は、2013 年 6 月 1 日より実施する。国家外貨管理局の各分局、外貨管理部は、本通達を受け取った後、速やかに管轄内の中心支局、支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外商独資銀行、中外合資銀行、外国銀行の支店および農村合作金融機構に転送すること。各中国資本外貨指定銀行は、本通達を受け取った後、速やかに所轄の分支機構に転送すること。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。

連絡電話：010-68402295, 68402450

付属文書：国家外貨管理局××分（支）局リスク提示書簡

国家外貨管理局  
2013 年 4 月 23 日

(中国語原文)

**国家外汇管理局**  
**汇发[2013]20号**  
**关于加强外汇资金流入管理有关问题的通知**

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为支持守法合规企业开展正常经营活动，防范外汇收支风险，现就加强外汇资金流入管理有关问题通知如下：

**一、加强银行结售汇综合头寸管理**

除政策性银行外，银行结售汇综合头寸限额计算公式为：“各银行当月结售汇综合头寸下限=（上月末境内外汇贷款余额-上月末外汇存款余额×参考贷存比）×国际收支调节系数”。其中：中资银行的参考贷存比为 75%，外资银行的参考贷存比为 100%，国际收支调节系数为 0.25；境内外汇贷款余额、外汇存款余额根据中国人民银行《金融机构外汇信贷收支月报》中的数据计算，境内外汇贷款不含境外筹资转贷款。

外汇贷存比超过参考贷存比的银行，应在每月初的 10 个工作日内（初次实施应于 2013 年 6 月底前）将综合头寸调整至下限以上；银行综合头寸下限调整后，其上限随之上调相同额度。外汇贷存比低于参考贷存比的银行，原有的头寸限额保持不变，但应把握外汇贷款的合理增长，防止外汇贷存比过度波动。

**二、加强对进出口企业货物贸易外汇收支的分类管理**

外汇局应及时对资金流与货物流严重不匹配或流入量较大的企业发送风险提示函（见附件），要求其在 10 个工作日内说明情况。企业未及时说明情况或不能提供证明材料并做出合理解释的，外汇局应依据《货物贸易外汇管理指引实施细则》第五十五条等规定，将其列为 B 类企业，实施严格监管。此类企业列入 B 类后，符合相关指标连续 3 个月正常等条件的，外汇局将其恢复为 A 类。外汇局通过非现场监测确定首批企业，2013 年 5 月 10 日前发送风险提示函，5 月 31 日通过货物贸易外汇监测系统向银行发布企业分类信息，6 月 1 日起分类结果生效。

B 类企业转口贸易项下外汇收入，应在其进行相应转口贸易对外支付后方可结汇或划转；同一笔转口贸易业务的收支应当在同一家银行办理；新签订的转口贸易合同，其收入和支出的结算货币应当同为外汇或人民币。

**三、严格执行外汇管理规定**

银行应强化责任意识，提高执行外汇管理规定的自觉性和主动性，不得协助客户规避外汇管理规定；应加强对业务部门和分支机构的指导，保持贸易融资合理增长；应遵循“了解你的客户”原则，加强对虚构贸易背景等行为的甄别，主动报告可疑交易并积极采取措施防止异常跨境资金流入。

#### 四、加大核查检查与处罚力度

外汇局应高度重视异常资金流入风险，强化监测分析与窗口指导；对异常资金流入线索，应主动开展现场核查或检查；对于使用虚假单证进行套利交易的案件，依法从重处罚；对违反外汇管理规定导致违规资金流入的银行、企业等主体，应依法给予罚款、停止经营相关业务、追究负有直接责任的相关人员责任等处罚，并加大公开披露力度。

本通知自 2013 年 6 月 1 日起实施。国家外汇管理局各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行以及农村合作金融机构。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402295，68402450

附件：国家外汇管理局 XX 分（支）局风险提示函

国家外汇管理局

2013 年 5 月 5 日



附件

## 国家外汇管理局 XX 分（支）局

### 风险提示函

编号：

\_\_\_\_\_（企业名称）：

根据货物贸易外汇收支非现场核查结果，你单位\_\_\_\_年\_\_月\_\_日至\_\_\_\_年\_\_月\_\_日期间货物进出口与货物贸易收支总量存在较为严重的不匹配情况。请你单位于收到本函后 10 个工作日内，持书面说明及相关资料，向外汇局做出合理解释。在规定时限内未说明原因或不能提供证明材料并做出合理解释的，外汇局将根据《货物贸易外汇管理指引》及相关规定，将你单位分类结果定为 B 类。

特此提示。

国家外汇管理局 XX 分（支）局

年 月 日

### 风险提示函外汇局留存联

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日向\_\_\_\_\_（企业名称）发出编号为 XXXXXXXX 的风险提示函。该企业于\_\_\_\_年\_\_月\_\_日向外汇局提交了书面说明及相关资料。处理结果如下：

- ☐ 该企业在规定时限内作出合理解释，分类结果定为 A 类
- ☐ 该企业在规定时限内未说明原因或不能提供证明材料并做出合理解释，于\_\_\_\_年\_\_月\_\_日分类结果定为 B 类
- ☐ 该企业列入 B 类后相关指标已连续 3 个月恢复正常，于\_\_\_\_年\_\_月\_\_日恢复为 A 类

经办人：

审核人：